第　１４　号

熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例

熊本県環境影響評価条例（平成１２年熊本県条例第６１号）の一部を次のように改正する。

第５０条第１項第１号中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める。

別表第４号中「空港整備法」を「空港法」に、「第２条第１項」を「第２条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

環境影響評価法（平成９年法律第８１号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。